

原告用 ニュース 108号

2015-11-5 発行

目次

裁判報告	1
再処理準備書面(138)要約	4
8月28・29日の米軍三沢基地、原子力施設案内記	5
「安保保障関連法」の廃止を訴え続けよう	6
吉本隆明著『反原発』異論(その1)	7
福島原発事故の県内への影響(その15)	8
六ヶ所核燃などを巡る動き	9
お知らせなど	10

次回裁判 2015年12月4日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表 浅石紘爾

1. 再処理裁判

① 2015年9月4日午後1時30分から、再処理裁判の第93回口頭弁論が青森地裁で行われました。

この日は、伊東代理人が準備書面(138)「福島原発事故後の重大事故対策評価の基本的誤り」を陳述しました。

新規制基準では、再処理工場を「安全機能を有する施設」と「重大事故等対処施設」の2つに大別しています。重大事故としては公衆の被ばく線量が5mSvを超える苛酷事故で、臨界事故、高レベルの蒸発乾固、水素爆発・火災爆発、使用済燃料の損傷、これら以外の放射性物質の漏洩の6つが取り上げられています。

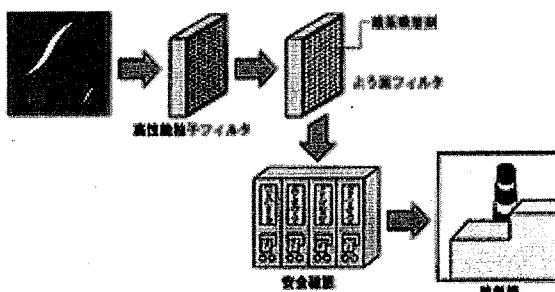
この準備書面は、プラントの会のメンバー川井康郎氏が作成して下さった「事業変更許可申請書にみる重大事故対策の欠陥」(甲E99)をベースに、伊東代理人が得意分野とする臨界問題を主なテーマとして再処理の新規制基準の欠陥に言及したものです。

② 要点は以下のとおりです(別稿に要約)。

福島原発事故以前の安全審査では、事故対策は建屋内の「常設設備」で自動的に終息させるとしていたが、新規制基準では、これは無理として「可搬設備」で対応することにしており、

安全対策は後退した。しかも、臨界事故という最悪の事態に対応する可搬設備とは、仮設の手動ポンプ、バケツ、ホースというお粗末さである。

臨界事故などで放射能が機器から漏れた場合の対策としては、これをセルに導出し最後は建屋内に拡散・滞留させ外部への漏洩を防止するとしている。しかし、この措置により建屋内は高濃度の汚染地帯となり、作業員の被ばくは大きくなる(日本原燃が提出した資料では毎時43ミリシーベルトに達する場合もある)。



HEPA フィルタの役割を表したスケッチ(日本原燃)

HEPA フィルタとは、放射性物質を除去して外部漏洩を防ぐ「滤紙」のようなものであるが、事故が起きれば、交換は不可能、破損のおそれもあり、これを万能策と評価するのは「悪い冗談」以外の何物でもない。

③ 川井意見書は、以上の論点のほかに、室内作

業環境の悪化原因として、高レベル廃液沸騰事故の場合にも言及しています。また、事故時の緊急収束作業への悪影響として、換気切換え操作の困難性、腐食ガスの拡散などを挙げて「建屋滞留」をやめるべきであると強調しています。

そのほかに、「食い潰された耐震余裕」(600ガルの地震に耐える余裕があるか)、30cmの火山灰の降下・堆積で工場は麻痺、着工から22年経った時代遅れの設備・機器・システムなどが論じられています（要望があれば意見書を送付します）。

2. 国側の準備書面

国側は準備書面（37）を提出。新規制基準（規則37条）に定める「地震による損傷の防止」について、基準の合理性について反論をしました。

再処理工場について、従来は450ガルの基準地震動を策定していたのを600ガルに引上げました。再処理工場の近傍には大小の活断層があります。出戸西方断層は昔から活断層とされていたのですが、敷地にまで届かない短い断層という理由で争点の対象から外されました。しかし、渡辺満久教授が指摘する施設直下の“六ヶ所断層”、現在規制庁が調査結果を検討中の沖合100kmに及ぶ海底大活断層（大陸棚外縁断層）の評価次第で600ガルの地震に耐えられるかどうか、駄目な場合、工場の耐震補強が不可能なのではないかという難題が待ちかまえています。

裁判所もこの点に大きい関心を持っており、規制庁の調査経過を知らせて欲しいという意向を示しました。

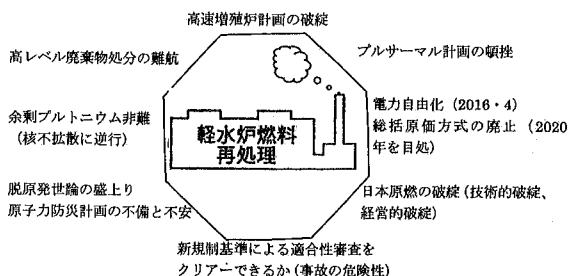
国側代理人によると、規制庁による適合性審査の終了時期は、依然として不確定なそうです。

3. 認可法人化の動きに注目

川内原発（1,2号機）が再稼働し、高浜原発（3,4号機）及び伊方原発（3号機）が適合性審査に合格。政府は原発がなくても電気に困らない状況を無理矢理隠蔽しようとしています。再処理の本格稼働予定は来年の3月に21回目の延期となりましたが、再処理は発電（電力供給）

とは無縁ということから原子力産業からのプレッシャーもなく、規制委員会の適合性審査は良く言えば慎重に、悪く言えば適当に進行しているように映ります。

8月5日に広島原水禁世界大会の分科会に招かれ「核燃料サイクルの現状と破綻」と題する報告を行ないましたが、「再処理は八方ふさがり」の末期症状を呈している、その証拠の一つに、事業主体の日本原燃を国営にしようとする動きが出ていることを挙げました。再処理を重



荷と考える電力会社が再処理から撤退（会社解散）できないよう縛りをかけると同時に、倒産回避の支援策として打出したのが、総合資源エネルギー調査会（電気・ガス事業分科会原子力小委員会）が打出した新たな「認可法人」設立の発案です。

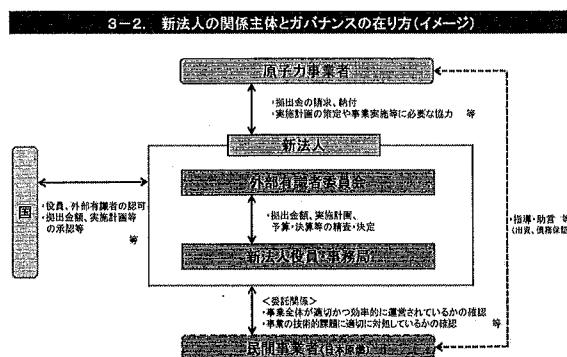
再処理国監督下に認可法人を新設



2015.9.1 デーリー東北

最初は日本原燃自身を認可法人化しようとしたのですが、その後新たな認可法人（NUMOのような法人）を設立し、この法人が日本原燃に再処理を委託する方法をとることに変更しました。そこまでして再処理を続ける意義があ

るとは全く考えられませんが、少なくとも商業用再処理が破綻（採算性の喪失）したことを推進側が自白したことになります。使い道のないプルトニウムを作る再処理工場を維持するために、事業主体と実施主体という二重構造を作り出すことは、国民負担を増大させることにつながるばかりか、市場原理を無視して破綻救済のため電気料金を注ぎ込むことが可能な制度を立ち上げることになります。そもそも、民間事業に国が関与することになり電力の自由化に逆行します。

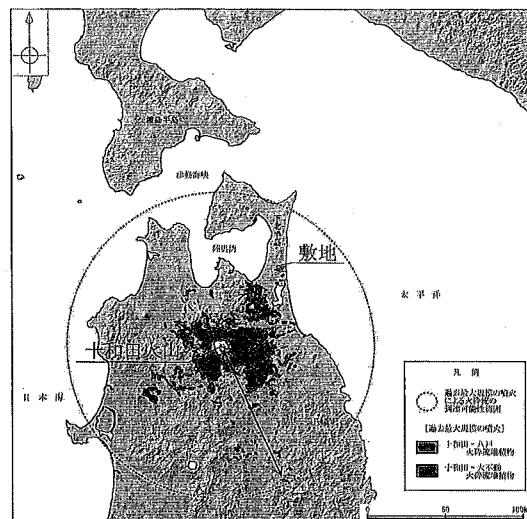


これは“再処理ありき”的議論であり、根本的見直しがなされるべきです。いずれにしても、破綻した再処理政策への国のテコ入れ（税金投入）であり、その必要性について十分な国民的議論がなされるべきです。

4. 火山噴火の学習会

9月4日の裁判終了後、松山力先生（元八戸高校教諭、日本科学者会議メンバー）を講師に迎え、青森県内の火山活動が核燃施設に及ぼす影響を学習するため「八甲田・十和田は今も生きている」と題する学習会を開催しました。中央防災会議は、常時観測対象50火山の中に、青森県内の八甲田、十和田及び中部山岳地帯（弥陀ヶ原）の3火山を加えました。十和田火山は、過去10万年以内で数回にわたる激烈な火碎流を噴出する『巨大噴火』や『破局噴火』が確認されており、その影響は半径50kmを超えて青森・秋田・岩手の広範囲にわたっており、六ヶ所再処理工場の敷地に及んでいるものもあります。

特に、915年（平安時代）の『毛馬内火碎流』



十和田火山 (平成27年5月15日 原子力規制委員会による 第56回審査会合日本原燃資料より抜粋)

は、時速100km超のスピードで半径20kmの範囲を焼き払い、50億トンのマグマを噴出。これは日本史上（過去2000年間に日本で起きた）噴火の中で最大規模とされていますが、この災害の古い記録は（記録すべき人々が全滅したためか？）現地では今のところ見つかっていないようです。

この学習会で得た情報を参考にして「火山噴火の危険性」にかかる準備書面作りに取り掛かっているところです。

2015.9.5 デーリー東北

5. 次回裁判は12月4日午後1時15分(ラウンド法廷)、1時30分口頭弁論です。多数の傍聴をお願いします。裁判終了後、青森市内で小川進先生の学習講演会「石油備蓄基地火災がもたらす再処理工場の重大事故」を予定しています。

「福島原発事故後の重大事故対策評価の基本的誤り」

1. はじめに

新規制基準は後退。福島原発事故前には常設設備で自動的に事故を収束させるとしていたが、新規制基準では事故の発生を前提として、可搬設備により事故収束ができれば良いとしている。

事業者がクリアすることが容易でない基準は廃止し、規制基準を福島原発事故前の考え方より緩和・後退させて原発の再稼働を容認しようとしている。

2. 事故時において期待できない運転員の操作

福島原発事故でも、格納容器ベントの手順は定められていたが、上手く行われなかつた。その原因是電源喪失であったため、新規制基準ではその対策が講じられたが、次の事故が同じ原因とは限らない。運転員が「次は」手順書通りに操作できることを期待して規制基準を策定し、適合性審査を進める規制委員会の姿勢は、福島原発事故から何も学ばなかつたに等しい。

3. 放射能の建屋滞留の誤り

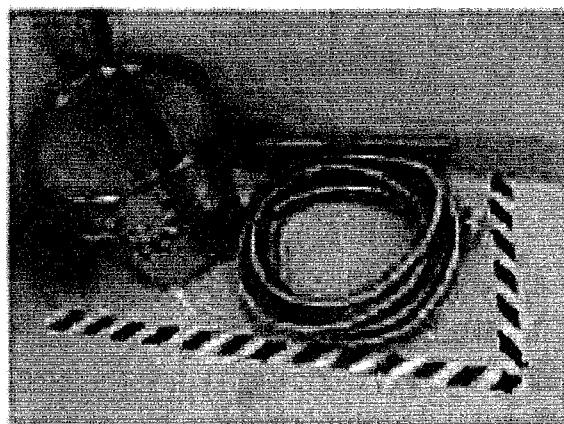
日本原燃は、事故が起きたときも放射能は「機器」「セル」「建屋」という三重の閉じ込め機能を用意し、外部への漏洩を防ぐ方法を新しい目玉として挙げている。ところが、臨界事故時の作業場所の一つ（低レベル無塩廃液受槽への誤移送のケース）における放射線量率は43mSv/hという高線量下で行われるとされ、しかも日本原燃は臨界対象機器23のうち3機器についてしか放射線量評価を示していない。福島原発事故（1号機）では、1mSv/h程度で建屋内への入域を禁止した。

重大事故対策に従事する従業員を高線量の放射線に曝すことになる「建屋内滞留」は愚作の極みである。放射能は、建屋内に滞留させるのではなく、金はかかるが別に「大容量のバッファタンク（汚染排気一時貯槽）」を設けて、そちらに導出すべきである。

4. 可搬設備に頼ることの誤り

変更申請で日本原燃は、臨界事故が起きる機

器として溶解槽のほかに2機器想定したが、規制委員会からこれ以外でも事故が発生しないはずがないと指摘され23機器に増やした。ところが、臨界を終息させる『常設設備（可溶性中性子吸収材緊急供給系。硝酸カドニウム溶液の自動注入）』は溶解槽にしかついておらず、他は可搬式に頼っている。臨界の可能性を認めながらなぜ差別するのか不可解である。『可搬設備』とは、別室に備え付けられている仮設の手動ポンプとバケツ、ホースのこと、これを作業員が接続し、溶液を手動で溶解槽に送り込むという方式のもので、極めて原始的な手段である。溶解槽の緊急供給系が故障したり、溶解槽以外で臨界が起きたとき、運転員が可動設備を有効・適切に使いこなせるとの保証はない。



可搬設備

5. HEPAフィルタの誤り

HEPAフィルタとは、放射性物質を除去するガラス纖維性の「濾紙」のようなものである。日本原燃はHEPAフィルタによる除去率を過大に評価して、希ガス・ヨウ素以外の放射性物質の大気（気相）への移行率を申請書評価の1/10とした。

このような数字のトリックによって敷地外の被ばく線量を過小評価している。

また、重大事故が起きたときには、フィルタを交換する必要があるが、フィルタ自体が放射線源になっているし、作業場所の放射線量の増大により、接近不可能となる。また、爆発事故ではフィルタが損傷して役に立たなくなる。フィルタ万能の対策は楽観的というより「悪い冗談」である。

8月28・29日の米軍三沢基地、原子力施設案内記

事務局長 山田 清彦

当原告団も参加している「なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク」の総会が8月30日に開催されることになったが、その記念講演（「核のゴミ問題学習会」というタイトル）を釧路市在住のマシオン恵美香さんにお願いすることになった。しかも本人の希望で、米軍三沢基地と原子力施設（大間は事前に見ている）の見学をしたいとなり、私にガイド役が回ってきた。ネットワークの事務局長が運転手を努めてくれることにもなった。

彼女の肩書きが、ものすごい。被災者支援ネットワーク釧路事務局長、受け入れサポートかあちゃんズ、植物細密画家・版画家、アトリエ「アリス」主宰代表、北海道学院釧路専門学校美術専任講師、日本植物画倶楽部会員、北海道植物画協会会員、釧路版画協会事務局長、釧路市立美術館アートギャラリー協力会ボランティア（会報編集）、釧路ユネスコ協会会員と、ツイッターの方に載っている。更に強烈なのが、長崎被爆2世で、胃がんで胃を摘出し、十二指腸も摘出したという。医者からは、一日6食にしなさいと言われていて、ゆっくり食べる。摘出前から比べ、20kgくらいは痩せたということで、今は細っそりしている。

米軍三沢基地見学といつても、航空科学館の駐車場から見るくらいだが、28日は遅くに到着したので、空港から基地内を見学した。いつもなら、戦闘機の離発着の轟音が体験できるはずだったが、全くの無音。冷えてきたので、戦闘機の飛行コースや、思いやり予算でできた格納庫等を説明して、後は夕食・懇親会で終わった。

29日は、本人の希望を汲んで、急遽菊川さんに電話をして、「牛小屋」へ向かった。写真家であり映画監督でもある島田恵さんと知り合いなので、菊川さんに会いたいと思っていたということで、1時間ほど過ごした。それから巨大太陽光パネル、むつ小川原港、再処理工場正門前を経由して、日



2015.8.30 講演するマシオンさん

本原燃PRセンターで館内見学。彼女はカメラを持参していて、こちらが説明する間に写真を撮っている。時には撮影に夢中になっていて、急き立てないと前に進まなくなるくらいであった。

ショッピングセンター・リープで昼食後、東通原発のPR館に向かい、風変わりな東通役場を見せようと向かったら、秋祭り風なイベント会場が用意されていた。青森県の場合、お祭りのチラシに必ず原子力関連事業者が賛同する。そのせいか、会場で配っている団扇の裏面が、東北電力東通原発の写真だった。そのイベント会場の屋根付きブースで小休止。

その後、むつ市の中間貯蔵施設の見学を終えて、むつ科学館まで行ったが、到着が遅れて、入館ができない時間だった。でも、閉館前の少しの時間、無料で見学させてもらい、むつの原子炉を鉛のガラス越しに見学した。以上、大急ぎのガイドだった。

彼女が釧路で運動する際、「スカートひらひら隊」というのがあるそうだ。スカートで正装して交渉に臨むことで、交渉相手から丁寧な説明をいただけるというのであった。私たち青森での交渉というと、運動の猛者がテーブルを叩きかねない勢いで、相手をやり込めてしまう場面がある。それだと相手が萎縮してしまうというので、もう少し“淑女らしく”ということらしい。病魔と闘いながらの活動に、驚異と敬意を感じた次第である。

なお、講演では、北海道釧路近辺が最終処分場に狙われている可能性が高いことが紹介され、参加者一同にとって新事実が多く、勉強になったと思う。

「安保保障関連法」の廃止を訴え続けよう

三沢市在住 原告 伊藤 和子

安保法が9月19日未明に採択された。私はテレビの国会中継を見ながら、「核燃料サイクル施設」の受け入れが決定された、1985年4月9日を思い出していた。

1983年12月中曾根首相が「下北半島を原子力のメッカに」の発言。その後、核燃料サイクル施設建設に、半数以上の県民が反対・不安の声を上げ、労働組合や農業者・漁業者が中心になり、署名運動や集会など県内いたるところで開催され、抗議をつづけた。しかし、1985年4月9日に県議会全員協議会で、県庁前に大勢の県民がつめかけた抗議の中、受け入れが決められた。

悔しさで涙していた私は、一人の県議会議員に「数の力、仕方がない」と言い切られた。その一言が強く残っている。

その後も反核燃の運動は大きく盛り上がったが、選挙や建設の進む中で、国や県の地域住民に対する差別・分断により、反対運動は衰退をしてきた。

それでも、長きにわたり反核燃、反原発を訴え続けている人が多くいることを忘れてはならない。

安保法も同じような経過をたどるのだろうか。

しかし、安保法に反対する声は、全国各地でわきあがっている。国会前では、動員でもないのに、サラリーマンが鞄を持って仕事帰りに、学生たちが自分の判断で声を上げる、普通の人がボッと出かけられるデモなんて、今まで無かった。それも法案の閣議決定から4カ月、連日のように国会前で抗議行動が続いたことには驚きを感じた。

青森県でも青森・八戸・弘前を中心に集会やデモが開催された。私も十和田・青森で開催された集会、デモ・採決前に連日昼夜に開催された青森での集会に参加した。

9月5日の青森県集会ではここ数年見たことのない長いデモに、驚きと関心の深さを感じた。

それでも、やはり安保法は成立してしまった。「国会で成立したものは、国会で廃止すればいい」、「平和を求める長い戦いを続けていくこう」とこれからの闘いの必要性を誰もが叫んでいた。

戦後70年、憲法9条があるからこそ、朝鮮半島やベトナムに自衛隊を送らずに済んだ。イラクやアフガニスタンでも実戦に参加することはな

かった。米国の戦争に巻き込まれ、日本が海外派兵するような事態を憲法が許さなかったのだ。

国際的な平和維持に貢献すると言いつつ、念頭にあるのは米軍とのさらなる協力。米国は軍事政策が圧倒的な影響力を持っている特殊な国であり、核兵器も持っている。そんな国の軍隊と密接につながることが、果たして普通なのでしょうか。

安倍内閣は、安全保障関連法を「平和安全法制」と名付けました。戦争のイメージができるだけ遠ざけるために、「安全と平和を守るために」的な政府の論法に引き込もうとしています。戦争は絶対悪だというのは、戦後日本の当然の前提だったはずです。それがいつの間にか、大きな声でそう言うことをためらわせる時代の空気というか、無言の圧力が生まれている。仮想敵を作つて「あいつが悪い、あいつは怖い、だから抑止力を高め、戦いに備えなければならない」として、安倍首相は「国民の命を守るために」との意義を強調しています。しかし、「大事なものを守るために戦争」は絶対間違いだとはつきり言えます。人と人が殺しあうことで平和が生まれるはずのないことは、歴史から明らかです。

国民が70年の長きにわたって、平和と民主主義の理念を守り続けてきた。このことこそ、日本人は誇るべきことではないだろうか。

現実の民意と議会の多数派の意図が大きく乖離する時こそ、外側の民意に配慮することこそ、まつとうな民主主義のはずなのに、安倍政権は安保法制にしろ、原発、基地問題、TPP等々ありとあらゆる国の政策を数の力で進めている。

しかし、福島で原発事故が起き、さらに憲法が骨抜きにされた今、政策に国民が疑問を感じていると思います。身近でも「これからどうなっていくのか不安」と話すようになってきています。「ちょっと待って」と言い始めたように見えます。

安倍首相は「国民の命と平和を守るために」と常に言葉にするが、本当の命を守ることは、食を守り自然を守ることではないだろうか。私たちが続けてきた反核燃・反原発の運動もその一つ。そして、安保法制廃止の運動も同じであると思う。

国や推進側は、格差によって、緊張と不安定を生みだし、混乱と不安を広げようとしている。そのことをきちんと見抜いて、嫌なことは嫌だと言っていく、その積み重ねが、いつか事態を覆す力になると信じて反対の声を出し続けていきたい。

安保法制に反対した学生や大人たちの勇気と行動力を励みとして、未来を切り開いていこう！

寄 稿

吉本隆明著『「反原発」異論』異論 — 政・官・産・学の原子力マフィアに 迎合し、核兵器をも正当化する論理

神奈川県在住 原告 山浦 元

原子力に象徴される現代科学技術文明を最大限に評価し賛美する吉本隆明氏が、反核～反原発派に対して「素人談義、ヒステリイども、バカなソフト・テロリスト、スターリニスト崩れの反動、蒙昧、愚昧、狐憑き、狂気の沙汰、社会ファシズム、ファンチズム、良心の名を使いやがって」と「言語にとって美とはなにか」の著者とはとても思えない、ヘイト・スピーチに等しい罵詈雑言を浴びせている一文（吉本編、試行 68 号「情況への発言」）を読んだとき、余りの思想的退廃に驚き、吉本氏を批判し、たしなめたことがあります。例えば1万人訴訟「関東のつどい」の機関誌「げんこくだん」65号（2011年5月）をご覧下さい。

吉本氏は福島第一原発の事故後も「原発をやめてしまえば新たな核技術もその成果もなくなってしまう。事故を防ぐ技術を発達させるしかない」（2011年5月27日付毎日新聞）と相変わらず無自覚な言説を翌2012年3月に亡くなるまで繰り返していました。その発言等を元に刊行されたのが「吉本思想の到達点」という帯紙を付した標記の『「反原発」異論』（論創社、2015年1月）です。実は2012年6月、原告団事務局から吉本発言に対する批判文を依頼されていたのですが、吉本氏は既に他界しており、基本的には批判し尽くしたつもりだったので、そのまま失礼していました。しかし、原発の再稼働、核燃サイクルの継続、新たな原発の建設、さらには核武装をも企図している政・官・産・学の原子力マフィアを擁護し、正当化する吉本発言集の出現は看過できず、『「反原発」異論』への異論を一言記しておきます。

本書を端的に表現すれば、吉本氏および吉本信奉者による原子力文明崇拜を吐露した信仰書です。編集者の一人である副島隆彦氏は序文で自らを吉本隆明主義者と標榜し、前記の毎日新聞の吉本発言を賛美して曰く「この発言は絶対的に正しく、日本一かつ世界一優れている。本書の読者は、まず『反原発で猿になる』という吉本の週刊新潮誌（2011年の年末発売号）インタビュー記事を読んでほしい。これは『反原発を唱えることでヒトはサルに退行する』という意味だ。ここで吉本は次のように発言している。『僕は以前から反核・反原発を掲げる人たちに対して厳しく批判をしてきました。それは今でも変わりません。実際、福島第一原発の事故

では被害が出ているし、何人かの人は放射能によって身体的な障害を生じるかもしれない。そのため『原発は廃止した方がいい』という声が高まっているのですが、それはあまりに乱暴な素人の論理です。今回、改めて根底から問われなくてはいけないのは、人類が積み上げてきた科学の成果を一度の事故で放棄していいのか、ということなんです。吉本のこの発言はすばらしいものであり、人類にとって今一番大切な考え方である。私はそのように信じて疑わない』一何とも恥ずかしい「吉本思想の到達点」です。

副島氏は福島原発事故について「いずれの爆発（四つの原子炉の爆発）でもメルトダウン（炉心溶融）は起きていない。今の今でもメルトダウンが起きたと騒いでいるのは、物事の真実を明確に自分の脳（頭）で確認しようとしている愚か者である」とも言う。吉本シンパの認識水準は小学生以下か？

吉本氏は原爆をも評価して曰く「原発の存否を決めるのは技術論と文明論にかかっている。戦争で大切なのは兵器で、改良して相手に勝るようにするのが技術開発だ。そうやって原子爆弾を開発してきた。人間は新技术を開発する過程で危険極まりないものを作ってしまう大矛盾を抱えている。しかし、それでも科学技術や知識はいったん手に入れたら元に戻すことはできない。どんなに危なく退廃的であっても否定することはできない。それ以上のものを作ったり考え出すしか道はない。それを反核・反原発の人たちは理解していない」。憲法を改悪し、核兵器の保有を目論む原子力マフィアにとって、バイブルにしたい書物でしょう。

既に原告団ニュース 104 号で指摘したように、原発・高速増殖炉・再処理工場の建設過程で、 Chernobyl・TMI・福島級の核爆走～炉心溶融事故に至りかねない極限的な条件を設定した安全性確認実験など怖くてできるわけがないし、一切行われていません。即ち、本質的に実験不可能な原発システムは科学や技術の範疇外の存在であり、安全性のかけらもないのです。吉本氏が至上とする原子力文明は、危険度が高いほど有効性をもつ軍事技術の成れの果てに過ぎない。軍事技術固有の本質的危険性を継承し内在させてきた原発技術の必然的帰結が Chernobyl・福島の惨劇でした。

度重なる核実験と原爆投下、原発の稼働と事故によって、取り返しのつかない人的・自然的惨害と膨大な放射性廃棄物を生み出した原子力開発の起承転結は、人知の深化の歴史ではなく、反文明史以外の何物でもなかったのです。「原発の存否を決めるのは技術論と文明論にかかっている」などと寝言を言ってはいけない。あの 1960 年安保以降、彼らは身をもって国家権力と闘ったことが一度でもあつたのでしょうか。
(つづく)

福島原発事故の県内への影響 (その15)

—放射線モニタリング情報による—

八戸市在住 原告 成田 忠義

23年度上半期に顕著だった3・11福島原発事故の影響も、同下半期以降はおおむね漸減しつつあり、事故からちょうど丸4年となる26年度第4四半期(2015年1月～3月)の測定結果では、その全てが平常の変動幅の範囲内となっている。

測定結果の詳細については、下記を参照されたい。

「平成27年度 第2回監視評価会議監視委員会資料(青森県原子力施設環境放射線調査報告書(平成26年度第4四半期報))」
<http://www.aomori-enshiryoku.com/monitor/conference/material/post-937html>

また、原子力規制委員会HPから青森県及び近隣

県(岩手県、福島県、茨城県、栃木県)の降下物中セシウムの数値を拾ってグラフ化(図1,2)すると、青森県は事故後5ヶ月程してから、岩手県は漸く2014年6月から、おおむね平常レベル(0.1Bq/m³以下)となつたが、他の3県は未だに事故の影響が続いていることがわかる。なお紙面の関係上、2014年度第2四半期までは四半期ごとの平均値を、2014年10月からはこれまで通りの月間値を示している。

原子力資料情報室通信No.493(2015年7月1日発行)では、「東電評価(福島第一原子力発電所1～4号機の大気への放射性物質放出量)については、2014年5月以前は毎時1,000万Bq、以降は毎時1,000万Bq以下とされている」との記述があり、依然として予断を許さない状況が続いている。

なお、図1,2の作成に用いた定時降下物(環境放射能水準調査)の数値は、原子力規制委員会HP放射線モニタリング情報からの引用なので、興味を持たれた読者は下記のアドレスで確認されたい。

「定時降下物のモニタリング」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/195/list-1.html>

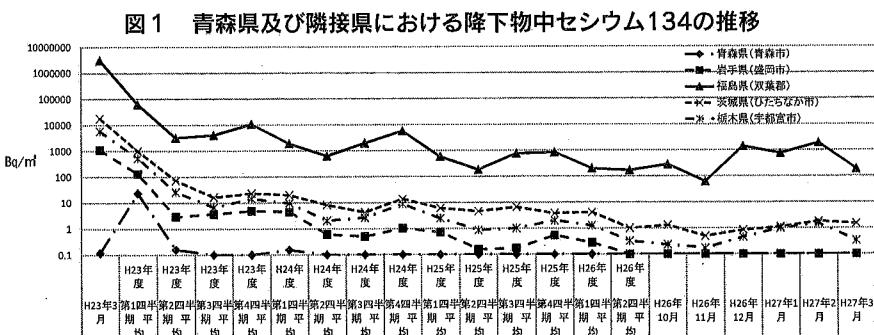
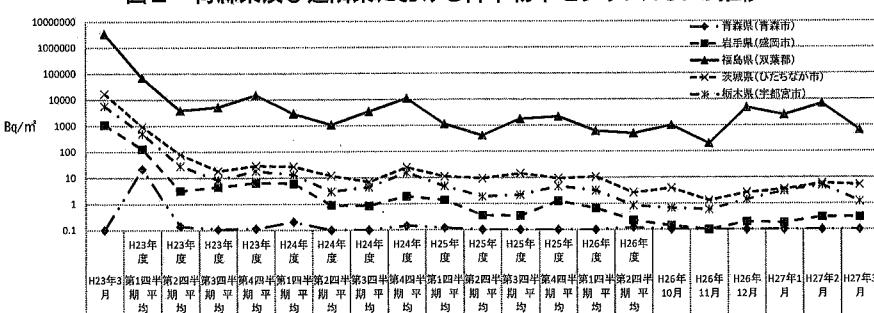


図2 青森県及び近隣県における降下物中セシウム137の推移



【一口メモ】

福島原発事故の発生当初、セシウム134と137はほぼ同量、環境中に放出されたと言われていたことから、エクセル表を利用して降下物中の「セシウム134÷セシウム137」(134/137比)を計算してみた。セシウム134の半減期は2年、セシウム137の半減期は30年であるので、事故発生後134は2年後には半減し、4年後にはそのまた半分になる。137は30年経たないと半減しないので事故発生後しばらくはそのまま推移すると仮定した。事故発生時の2011年3月にはセシウム比は「1÷1」(つまり1.0)、事故から2年後2013年3月にはセシウム比は「1÷2÷1」(つまり0.5)、4年後2015年3月にはセシウム比は「1÷4÷1」(つまり0.25)となるはずだ。

実際には以下の通りとなっていた。

	H23年3月	H24年3月	H25年3月	H26年3月	H27年3月
青森県(青森市)	1.2	1.0	0.43	1.0	1.0
岩手県(盛岡市)	1.0	0.74	0.53	0.43	0.33
福島県(双葉郡)	0.93	0.69	0.50	0.37	0.29
茨城県(ひたちなか市)	1.1	0.78	0.55	0.41	0.29
栃木県(宇都宮市)	1.0	0.74	0.57	0.43	0.28

降下物中の134/137比の推移

表から、事故当時0.93～1.2、事故2年後0.43～0.57、事故4年後0.28～1.0となっており、セシウムは風雨などによる拡散等に拘らず、その物理的性質(半減期)に従つて減少していることがわかる。なお、青森県では事故後5ヶ月程度その影響は明らかだったが、それ以降はおおむね平常値である0.1以下(不検出)となっており、「0.1÷0.1」で1.0が続いている。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2015年

8. 3 日本原燃：再処理工場の分離建屋で2日夕、高レベル放射性廃液の漏えい検知装置が予備も含めて2系統故障したと発表。ほぼ同時刻には、同じ建屋にある廃ガス処理設備の圧力計の全2系統も故障。当時の工場周辺の気象状況から落雷による影響の可能性がある。
- 5 原子力規制庁：県内原子力施設の保安検査結果を発表。再処理工場は施設の保全計画見直しが進んでいないと指摘、保守管理体制の改善を日本原燃に求めた。
- 11 川内原発1号機再稼働。新規制基準下で全国初。1年11カ月ぶりに「原発ゼロ」が終わる。9月10日から営業運転。
- 13 原子力規制庁：再処理工場で2日夜に落雷とみられる影響により機器が相次いで故障した問題を、「重要な事象」として今後の適合性審査の対象にする方針を明らかにした。
- 28 原子力規制委員会：再処理工場の新規制基準への適合を確認する審査会合を開催。敷地内の小断層の活動性を否定する日本原燃の説明に「おおむね十分な回答が得られた」との見解を示し、耐震関係の新規制基準適合性審査のうち、敷地内断層の活動性に関する審議を終えた。
- 30 なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク：マシオン恵美香さんを講師に迎え「核のゴミ問題学習会」を開催。マシオンさんのパワーあふれる講演で核のゴミ問題の重要性を再認識。
- 31 経済産業省：核燃料サイクルの運営体制の見直しで、新たに認可法人を設立し、使用済み核燃料の再処理事業を担わせる方針を示す。日本原燃は株式会社のまま存続させ、認可法人が原燃に業務委託する案を軸に具体的な検討を進める。国が再処理事業を監督下に置き、電力各社の経営状態に関わらず着実に推進する態勢を整える狙い。
- 31 日本原燃：力玄海原発から使用済み核燃料約5トンを搬入。使用済み核燃料の在庫量は約2964トンとなり、貯蔵プール（3千トン）の貯蔵割合は98.8%になる。
9. 1 日本原燃：高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター内でさびが見つかった問題で、空の第4貯蔵区域を調べたところ、ガラス固化体（高レベル放射性廃棄物）を入れる収納管にもさびが付着していたと発表。
- 4 原告団：核燃裁判。再処理で準備書面を提出。工場内の臨界事故防止の不備を指摘。
- 4 原告団：松山力氏を講師に「八甲田・十和田は今も生きている」と題する学習講演会を開催。
- 16～17 日本原燃：高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）搬入。国内原発から出た使用済み核燃料を英国で再処理した際に発生した124本。
- 17 日本原燃：再処理工場の地下構内で蒸気配管を固定する金具1カ所が浮き上がっているのを確認したと発表。金具を固定するネジが切断されており、施工業者が不適切な工事をした可能性がある。
- 19 原告団：街頭署名と事務局会議開催。
- 25 なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク：県内の原発立地・隣接自治体10市町村の議員138人を対象に行った原子力防災アンケートで、回答数が6人（4.3%）だけだったと発表。
10. 2 原子力規制庁：日本原燃の六ヶ所再処理工場で施工不良とみられる工事があった問題で、「原燃は手抜き調査を行っていた」と規制庁ホームページで指摘していたことが判明。
- 10 青森県：2014年度県税収入の決算見込み額、核燃税は過去最高180億円。
- 12 原告団：街頭署名と事務局会議開催。
- 15 川内原発2号機再稼働。11月中旬に営業運転に移行する予定。
- 22 日本原燃：再処理工場の金具の施工不良問題で、さらに53カ所で基準の長さを満たさない金具が見つかったと発表。調査は対象となる約14万3千カ所のうち、369カ所を終えた段階。施工不良箇所の判明は今後大幅に増える可能性がある。
- 22 三村青森県知事：林幹雄経済産業相、馳浩文部科学相と面談し、核燃料サイクル政策を推進する政府方針を確認。

編集後記

六ヶ所再処理工場が急には動かぬ事情

...眼光紙背に徹すべし

着工から20年を経ても尚、再処理工場が直ぐには動きそうにない。それでも、日本原燃が原子力規制委員会からの指摘を受け、修正している項目があると、10月12日のデーター東北が報じた。その大きな違いは、「臨界事故・想定対象を3設備から23設備へ大幅に拡大」、「使用済み核燃料の貯蔵期間・最短4年後から12年後の再処理に延長」、「沖合で発生するプレート間地震の規模・M8.3からM9へ引き上げ」ということであった。

どれ一つ取っても、事業者には厳しい要求であるが、その要求を拒んでいるうちは操業に漕ぎ着けないので、求めに応じざるを得なくなつたということらしい。

このニュースだけを見て、再処理工場が急には動かぬらしいと、知人にメールで知らせたのだが、実はまだその時点では確認作業を終えずにいた。その後、新規制基準の審査の議事録を点検してみたら、せん断まで期間が15年に延びていることが分かった。その一番の理由に、重大事故の中でも過小評価されている、高レベル放射性廃液の蒸発乾固の対策の必要から、せん断までの期間が長引いていることが分かった。

6月29日の会合では、高レベル放射性廃液の蒸発乾固の説明の中で、貯蔵期間4年でせん断した場合に濃度が高いなら、その放出量を下げる方向で検討したらと、田中知委員がさりげなく提案。8月31日の会合で、12年間の原発貯蔵と、再処理工場での3年貯蔵を加え、15年目でのせん断に変えるとしている。これは、当初申請とは大違いで、蒸発乾固対策がとても重要だということを、日本原燃が公然と認めたことにもなる。

思い込みを捨て、事実を検証してこそ、再処理止める闘いにつながると、反省した次第。

(事務局長 山田清彦)

お知らせ

核燃裁判

日 時：2015年12月4日（金）13:30～

会 場：青森地方裁判所

学習講演会

日 時：2015年12月4日（金）18:30～

会 場：青森市民ホール4階（2）会議室

青森市柳川1-2-14（青森駅隣）

電話 017-722-3770

講 師：小川進氏（長崎大学教授）

「石油備蓄基地火災がもたらす

再処理工場の重大事故」

入場無料

主 催：核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

カンパを戴いた方々です（敬称略）。
ありがとうございました。

「個人情報保護のため、
お名前の公表を控えます。」

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封致しました。何卒よろしくお願いします。

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL・FAX: 0178-47-2321

郵便振替: 02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

支 援 者／年間 6000円(購読料共)

サポーター／年間 3000円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>